

「第11回青森県原子力政策懇話会」議事概要

日 時：平成17年5月19日(木) 13:30～16:15

場 所：ウェルシティ青森 2階 「奥入瀬」

〔出席委員〕林委員(座長)、久保寺委員(座長代理)、鎌田委員、北村委員、小林委員、佐々木委員、笹田委員、田中(榮)委員(代理：小寺青森県地域婦人団体連合会副会長)、田中(久)委員、種市委員(代理：神青森県農業協同組合中央会副会長)、田村委員、月永委員、築田委員、山本委員

〔欠席委員〕植村委員、遠藤委員、小川委員、菅原委員、田中(知)委員、宮田委員

〔他の主な出席者〕

内閣府原子力委員会事務局：森本企画官

内閣府原子力安全委員会事務局：島根安全調査副管理官

経済産業省原子力安全・保安院：齋藤核燃料管理規制課長

経済産業省資源エネルギー庁：櫻田核燃料サイクル産業課長

使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会：平川主査、大桃委員、松村委員

電気事業連合会：伊藤専務理事

東京電力株式会社：鼓常務取締役

日本原子力発電株式会社：鈴木常務取締役

青森県：三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、関企画政策部長、高坂環境生活部長、三浦健康福祉部長、中島商工労働部長

1 開 会 (松本原子力施設安全検証室長)

2 知事あいさつ

3 議 事

使用済燃料中間貯蔵施設について

平成17年4月25日に開催した第10回青森県原子力政策懇話会において説明のあった使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討結果等について、質疑・意見交換を行った。

【主な質疑応答】

Q：原子力関係の企業等でリスクコミュニケーション社会の構築に取り組んでいるいるようであるが、事業者及び国の取組状況について伺いたい。

A（東京電力㈱）：原子力施設については、地元の理解があって、初めて成り立つものであり、むつ市に計画しているリサイクル燃料備蓄センターについても、これまで地元説明会等を繰り返し実施してきたところである。今後もこのような活動を通じ、理解を得るよう努力していく。

A（原子力安全・保安院）：国・事業者の原子力安全規制の活動により、原子力安全が確保されているということに対して、国民の信頼が得られるようにしなければならないと考えており、国の考えを説明するだけでなく、住民の意見をよく聴いて対応することが必要であると考えている。

このため、原子力安全・保安院では、広報・広聴活動を実施しているが、各原子力施設の事務所への広報官の設置、パンフレット・広報誌・メールマガジン等の活用し、広報活動の強化を図ってきているところである。

また、いろいろな不具合事案が発生した時に、ある程度結果がまとめられてからお知らせするというのではなく、とりあえず第一報をホームページ等を利用し、迅速に知らせていくという取組を行っているところである。

Q：想定外事象と言われるようなことを起こさないように、想定を一生懸命頑張るとというのが一つのあり方だと思っているが、どのように取り組んでいくのか。

A（東京電力㈱）：原子力施設は、まず当然安全に物を作るということまで考えるが、それにも拘わらず何かが起きたらどうなるかということまで考えて、いろんな手を打っていくこととしている。例えば、キャスクについては、二重に吊るなどの工夫をし、落下することはないが、それにも拘わらずキャスクを本当に落としてみて、安全性が確保できるかどうか等を確認した上で製造されることとなる。

さらに、運転後も当初思ったようなことになっているか、状況をきちんと監視していくこととしている。

Q：今は、マニュアルがないと若い人達が仕事ができないと聞いているが、マニュアル社会のみではいけないと思う。マニュアルは何のために何をするかということをしっかりわきまえた上での手順書であると考えられるので、マニュアルの行間にある大事なことを見逃すことのないような教育訓練を是非お願いしたい。

A (東京電力株): 原子力については、きちんといろいろなマニュアルを決め、それを守ることは基本であるので、しっかりやりたいと思うが、加えて、自分の頭で、こうなったらどうなるのかというようなことを考え、常に安全を目指していくというような安全についての風土、考え方が非常に大事であり、不断の努力をしていくと、これはまさに、品質保証活動であり、他の原子力施設と同様、当施設についてもこの活動をこれから徹底していきたい。

Q: 計画されている使用済燃料中間貯蔵施設は、規模からいって、建屋から自然通気によって外部に出ている放射線が、視察した日本原子力発電(株)東海第二発電所乾式キャスク貯蔵施設の約30倍くらいになると思われるが、その時の放射熱がどんな感じになるのか、また、放射能が外部に出た場合、安全な量なのか。

A (東京電力株): キャスクの設計等、あるいは中に入れる使用済燃料をどういう燃料を入れるかといったようなことで、詳細はこれからであるが、基本的には、東海第二発電所の使用済燃料キャスクと同様の類似のものでもって貯蔵していく。東海第二発電所の場合、キャスクの表面は外気の温度と比べると30度くらい高く、それとあまり変わらないような状況になるのかなと思っている。ただこの辺については、設計の詳細をこれから詰め、細かいところは決めていきたいと思っている。

A (東京電力株): 東海第二発電所のものに比べて、十数倍の使用済燃料の貯蔵量となるが、放射線については、まず建物の壁厚であるとか、敷地境界までの距離をとるとか、そういう観点で放射線の線量を遮へいすることとし、東海第二発電所と敷地境界の所では、ほぼ同等の放射線に低減させるということになる。

発熱量については、やはりこれも使用済燃料の量が非常に多くなってくるが、建物もそれなりに大きな建物となるので、給気口・排気口の大きさも大きくなり、自然冷却する空気の総量も貯蔵量に従って大きくなる。したがって、リサイクル燃料備蓄センターの中の発熱量に対する冷却能力も大きくし、東海第二発電所と同等の建物の中の温度を守るといふような設計をすることとしている。

放射能が漏れいするのではないかということについては、キャスクの内部を負圧に保つとともに二重蓋をし、二重蓋の間を4気圧に加圧して、気密性をしっかりするという一方で、放射性物質のキャスクの外への漏れいはないということで、安全性チェック・検討会の中でもその点は確認していただいております、リサイクル燃料備蓄センターから放射性物質が外部に出るということはないと考えている。

Q: 使用済燃料を一旦引き受けてしまうと、永久貯蔵はしないという確約は果たしてできる

のか気になる。2002年から最終処分の施設立地の自治体の公募が開始されているが、現在引き受け可能な自治体はあるのか。

A（資源エネルギー庁）：我が国の原子力政策において、原子力発電所で使って出てくる使用済燃料は、再処理をするというのが基本的な方針であるので、中間貯蔵施設に持ち込まれる使用済燃料も、そこから最終処分地に処分するというのではなく、基本的にはそこに持ち込んだ使用済燃料もまた再処理をするということが基本的な考え方である。そういう意味では、最終処分場ができないことと、使用済燃料の搬出先がないということとは、直接結び付くものではないということをご理解いただきたい。

最終処分場の立地の状況については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、処分の実施主体として原子力発電環境整備機構（NUMO）が設立されており、現在、全国の市町村を対象に、処分地の選定に向けた様々な手続きの一つとして、調査を実施する地区の公募を行っているところである。今のところ応募はないが、公募を地道に続けており、国としても、NUMOと電力会社などの関係団体とともに、いろんな自治体にも情報提供をし、この事業についてのご理解をいただき、一日も早く、またたくさんの自治体に応募いただけるように進めて参りたいということに取り組んでいるところである。

Q：使用済燃料中間貯蔵施設の立地について、県が10年ごとに契約を更新し、50年間ということも有り得るのか。

A（県）：現在も原子力施設について協定を締結しているものがあるが、それについては、期間ということにかかわらず、常に進行管理をしており、状況が変化すれば、それなりに対応していくことにしているので、お話の点については、同じようなこと考え方が適当ではないかと思っている。

Q：1985年に県が核燃料サイクル施設の立地を決めて20年になるが、青森県及び青森県民はこの20年間、核燃料サイクルの立地によって豊かになっていないのではないか。

A（県）：核燃料サイクル施設の建設により、昭和60年度から16年度上期までで約2兆1982億円の工事の発注があり、このうち、約3,812億円を県内企業が受注している。この建設に伴う就労は、昭和60年度から16年度上期までで延べ1,293万人で、このうち、約764万人、約60%が県内からの就労になっている。このように、厳しい経済雇用環境の中で、雇用確保等に寄与していると理解している。

また、電源三法交付金においては、主なものとして、電源立地促進対策交付金や電源立地特別交付金が交付されており、平成15年度まで市町村等に926億円、県に151億円、合計1,077億円が交付されている。これらの交付金は、公共施設の整備や地域活性化事業、

施設の維持運営等に活用されており、地域振興に大きく貢献しているものと理解している。

Q：なぜ、県は、原子力施設の立地が決まってから建設にあたって、ものすごく早急に判断をするのか。もっと時間をかけて、積極的推進の意見、反対意見を十分聞いて、急ぎすぎないようにして判断をしていくべきではないか。

A（県）：県は、昭和59年に電気事業連合会から立地協力要請を受けた原子燃料サイクル事業をはじめ、原子力施設の立地を受けるに当たっては、必要に応じて専門家による安全性の検討を行い、立地及び隣接市町村等の意向確認、県議会各会派及び県内各派各層の意見聴取等の一連の手続きを経て、国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識の下に、安全確保を第一義に地域振興への寄与も前提として、受諾してきているものである。

今回の中間貯蔵施設についても、平成16年2月18日、東京電力から立地協力要請を受けたところであり、県としては、県民の安全、安心に重点を置いた対応という観点から、前回報告した専門家による安全性チェック・検討会を設置し、ご検討いただき、その報告をいただき、その検討結果について県議会議員の説明会、市町村担当課長会議、当懇話会にもご説明し、また、5月16日に県議会議員全員協議会、本日午前中には、市町村長会議を開催し、ご意見を伺ってきたところである。

今後、当懇話会のほか、県民説明会を開催して、ご意見を伺うこととしており、更には、新たな原子力施設の立地であることから、知事が直接県民の皆様からご意見を伺う場を設ける必要があると考えている。

いずれにしても、県としては、県民の安全、安心に重点を置いた対応の観点から、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処して参りたい。

Q：ドイツのゴアレーベンでは、実際に金属キャスクに時速1000キロのスピードで飛行機を衝突させて、安全性の確認をするなどしているが、安全性チェック・検討委員会では、そのような調査を確認しているのか。結果をまとめるのがあまりにも性急過ぎないか。

A（安全性チェック・検討委員会）：安全性チェック・検討委員会は、本年1月18日から3月14日までの間、計6回に渡って、しかも1回あたり3時間ないしそれ以上の時間をかけて、東京電力及び日本原子力発電が使用済燃料中間貯蔵施設に関し、安全確保のためにとろうとしている基本的な考え方及び主要な安全対策が、専門的知見、国内外の経験等に照らして妥当であり、実施可能であるかどうかについて検討をしたところである。

検討の過程において、各委員から同施設に対する安全性等について、各般にわたり議論

をするとともに、精力的に検討を進めたところであり、各委員からの質問が尽きたところで最終的に同検討会の総意として検討結果を取りまとめたものである。

また、航空機落下の際の安全性については、日本のデータではないが、米国原子力協会が得た評価では、金属キャスクに民間の大型機が衝突しても、金属キャスクは破断することではなく、放射性物質の環境への放出はないという結果が得られているという報告を受けている。

Q：イギリスでは、例えばセラフィールドにある核関連の施設については、いわゆる操業が終わった後、完全に元の状態に戻すというふうなことの条件つきで建設をして操業をしているが、今回の使用済燃料中間貯蔵施設についても操業開始後50年で施設そのものを廃止するという時に、他の施設、全く原子力と関係ないような施設に転用できるような形で、完全に元に戻すというふうなことの費用などについても考えているのかどうか。

A（東京電力㈱）：事業者としては、確実にその使用済燃料、キャスクを事業所外に50年後までに搬出した後、建物、敷地等は基本的に原状に回復することを考えている。

Q：最近、4月だと思うが、イギリスのセラフィールドのソーブ再処理工場で、暫定の評価レベル「3」の前処理段階で硝酸の溶解液が漏出するという、極めて大きな事故が起こっているという話が、英国のニュース等で知らされているが、その辺のところについて、状況が分かっているのであれば教えていただきたい。

A（東京電力㈱）：まだ詳しい話は十分把握していないが、この工場を持っているBNFLから聴取したところによれば、再処理工場は、セルと呼んでいるが、遮へい等を施した密閉された部屋の中に機器を設置しているが、その一つのセルの中でウラン、プルトニウム等を溶かした溶液が漏えいをしたとのことである。ただ、その溶液はセルの中に留まっており、周辺への影響は無いということである。原因等については、現在調査中であり、漏えいした溶液については、回収の方法が決まり、回収の準備作業に着手をしたところであるとのことである。

Q：本当の豊かさは経済的なことだけではないと思う。心とそして知的なことの豊かさというものもとても重要なことではないかと思っている。科学技術の小さい子供への教育はどうなっているのか。

A（原子力委員会）：原子力に限る話ではないが、内閣府で総合的な科学技術政策の議論を別途行っているところであり、そちらでも指摘され、また取組を検討しているところである。中でも、原子力については、現行の長期計画の中で、エネルギー教育とか、あるいは

環境教育の一環として、総合的な位置付けの下に教育がなされるべきであるとしている。

また、現在検討中の新計画の策定会議においても、こうした学習機会の充実といったことについて、今、審議がなされているところである。

Q：我々が一番恐れているのは、トラブル発生等による風評被害である。一度、この被害が広まれば、払拭するのはなかなか困難であるということは、皆さんご存知のとおりである。事業者は、国民、県民に安全性を理解されるPR活動なり説明会を推進しているが、特にこの地帯の第一次産業である農畜産物が安全であるということも理解させていただき活動も併せて展開をしていただきたい。

A（東京電力株）：風評については、地元の皆さん、大変ご心配されているということは承知しているところである。リサイクル燃料備蓄センターは、原子力発電所とは機能面では異なり、使用済燃料を入れた頑丈なキャスクを長期間貯蔵管理するための静的な施設であり、いわゆる倉庫的なものであり、安全面は確保できるものと考えている。

しかしながら、私どもは、リサイクル燃料備蓄センターが、どのように具体的に安全が確保されるのかとか、キャスクの取扱いがどうなるのかとか、そういった諸々のことについて、関係各局方面はもとより、広く一般の方々にも誠心誠意説明し、ご理解を得る努力をしたいと思う。そういう理解活動を進めることにより、風評が発生しないように努めて参りたいと考えている。

Q：自然災害についていろいろ検証しているようだが、絶対無いかもしれないけど、あるかもしれないという、そこまで考えて自然災害についてはもう少し深く検証してほしいなと感じた。特にこういう北国の厳しい所で、本当に大丈夫なのかと、建物及び地盤に対して大丈夫なのかという不安がある。

A（東京電力株）：気象の条件に関しては、むつの地点で立地可能性調査を行ったが、まず関根浜の地点で1年間にわたる気象観測を行い、その結果と、函館市、青森市、むつ市に気象観測所があるが、この3地点のデータを比較して、だいたいそれが包絡されるということを確認している。これら3か所の気象データは、過去30年間にさかのぼって、気温や降雨量のデータを整理し、そういうものの中で、特に問題なく設計できるということを確認している。なお、ゴアレーベンや福島原子力発電所の地点の気象データとも比較し、特にむつ地点の降雪量等も含めた気象データが、特に異常がないというところを確認している。

また、地震に関しても、これから詳細調査をして、実際の地震度というものを作っているが、原子力発電所で想定される最大の地震、限界地震というものをもって、建物を設計

するとか、地盤が不安定になる、いわゆる液状化とかそういうものもないというものを確認した上で設計することになっている。

Q：新会社を設立するのではなく、荷物の8割が東京電力の荷物になるわけであるから、東京電力の倉庫部門として運営した方が、責任が明確ではないかと思う。

A（東京電力㈱）：日本原子力発電㈱と共同で事業を進めるということ、燃料を貯蔵するということに特化した会社であるということ、また、地元の企業ということで、地域に根付いた形で事業を進めさせていただければということで、新しい会社を作りたいと考えている。この新しい会社の安全対策、あるいは品質保証活動については、当然新会社が当事者として責任を持つが、東京電力㈱、あるいは日本原子力発電㈱から、例えば人を出すとか、あるいは適宜必要があれば指導するといったようなことで、我々と同じようなレベルで安全が確保できるように、適切な対応をとっていきたい。

また、今年の4月に電気事業者とは独立した「日本原子力技術協会」が設立され、原子力事業者の品質保証活動を客観的な第三者の目でもって評価をするということになっており、新しく作る会社についても、当協会の評価を将来的に受けて参りたい。

Q：第4回安全性チェック・検討会で議論になったと聞いているが、下北半島東側大陸棚外縁にある大活断層の評価はどうか。

A（東京電力㈱）：断層の活動性については、詳細な調査あるいは解析に基づき、70万年前以降に活動していないことが認められている。これについては、国の安全審査及び安全性チェック・検討会でも技術的に裏付けがとれている。

活断層という定義は、断層と使い分けをしており、断層は、過去にいろいろと動いたものの全てを指しており、活断層は、その中で将来も活動し、しかも繰り返して今後も地震を起こすであろう断層ということで、活断層である。したがって、大陸棚外縁断層は、活断層ではないことをご理解いただきたい。

第4回で議論になったというところであるが、事実関係を言うと、2月10日に行われた第4回の検討会の中で、本日出席されている大桃委員の方から、極めて仮想的な話として、この断層が動いた場合にどうだ、という質問が寄せられ、当方から当日再度、これは活断層ではないということを説明した後に、仮想的な話としてふれたということで、議論になったということではなく、検討会においても問題視されたという事実はないことについてご理解をいただきたい。

Q：極めて長期間保管をすることになることから、カスクの気密性が果たして確保される

のかどうか。また、どのような対応で監視をしていくのか。

A (東京電力株): キャスクを50年にわたって貯蔵している際に、キャスクの材料や建物のコンクリート等に影響を及ぼす熱や放射線の影響を評価しても、材料が変化、劣化しないという設計をしていく。特に、キャスクの気密性については、金属性のシールのリング使ってこの50年間にわたる気密性を維持するというふうな設計をしていく。

また、キャスク表面の温度、シール部分の所の気密性、蓋間の圧力をチェックするが、これらについては、24時間常時監視をし、異常がないということを確認していく。

それから、1年に1度、国の定期検査を受け、そこで特に問題はないということも確認されるということになるので、50年間にわたって経年変化で異常がないということを確認し続けるということである。

Q: 仮に想定外のトラブルや事故があった際に、責任体制がどうなるのかということも懸念される。緊急時の対応について、具体的に国・事業者はどうするのか。

A (原子力安全・保安院): まだ具体的に認可手続きが進んでいるわけではないが、仮に手続きが進んでいくという中において、防災対策については、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、法律に規定する事象が、万が一発生した場合に備えて、防災業務計画等を策定することになっており、国の防災関係機関の中でマニュアルを作成し、必要に応じて訓練等をやる等連携の確保をしていくというふうに考えているところである。

A (東京電力株): 原子力災害対策特別措置法に基づき必要な措置をどのようにしていくのかについて、今後、地方自治体の指導も得ながら相談して参りたい。

Q: 使用済燃料中間貯蔵施設で50年間貯蔵した後の搬出の確証が得られないのではないのか。また、搬出先はどうなっているのか。

A (資源エネルギー庁): 昨年の11月に原子力長期計画を審議している策定会議の中で、核燃料サイクルの政策についての中間とりまとめが行われ、再処理をするという基本方針が示されたところである。ただその中で、今、日本の中で再処理をする商業規模の工場としては、六ヶ所再処理工場があるが、六ヶ所再処理工場で処理できる使用済燃料の量と日本の原子力発電所から出てくる量にはギャップがあり、六ヶ所で処理しきれないものは中間貯蔵するというふうに整理をされたところであり、中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策は、いくつかの動向などを踏まえて、2010年頃から検討を開始し、中間貯蔵された使用済燃料の処理に必要な施設、例えば再処理施設だと思うが、こういったものが建設や操業をしなければいけないわけであり、これが六ヶ所の再処理工場の操業が終わるまでに、十分に間に合う時期までにできるように結論を得るとなっている。

したがって、今この時点で検討をするということではないが、必ず必要な時期までに結論を得るようにやりましょうというのが国の方針、基本的な考え方である。

中間貯蔵をした後の燃料の搬出については、中間貯蔵というのは、事業者が勝手にできるものではなく原子炉等規制法という法律の中で許可を受けなければやってはならないという仕組みになっている。この法律の中でも貯蔵した燃料は、貯蔵が終わった後、施設から搬出することを前提に作られており、貯蔵の事業の許可の申請書の中に、使用済燃料の搬出の方法を記載することになっており、これが確認されなければ許可されないという仕組みになっている。

したがって、法律の中で貯蔵が終わった後に燃料が中間貯蔵施設から搬出されるということが担保されているというふうにいえるわけである。

経済産業省は、こういう法律をきちんと運営していく、規制をするという立場で厳格に審査をしていくということが求められていると思っている。

A (原子力委員会): 現行の原子力長期計画において、中間貯蔵については、はっきりと使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能にするという位置付けがなされている。さらに、新計画を策定するために6月から審議を開始し、現在審議中であるが、核燃料サイクルについては、昨年11月にこれまで18回にわたる審議を経て、中間的なまとめを行っており、その中で、使用済燃料の再処理については、当面利用になる再処理の範囲で再処理を行うこととし、それを超えた発生する使用済燃料を中間貯蔵するとしている。

A (東京電力株): 使用済燃料は、9割以上がまだリサイクルできる資源であるというのが、国の基本的な考え方である。ただ、この資源というのは、技術がなければもう1回使うことができないわけであり、その技術が再処理工場であり、プルサーマルであり、高速増殖炉であるということかと思う。こういった技術というものは、一步一步積み上げて前進させていくという性格のものであり、原子力委員会で取りまとめられた報告の中にも書かれているが、例えば六ヶ所再処理工場の運転実績を踏まえて考えていくとか、あるいは今後の高速増殖炉の研究開発がどう進むかといったようなことも踏まえて、2010年頃から検討を進めていくというのが、国の大きな方針であると理解している。

事業者としても、そういった国で進められる大きな方向性の検討に従い、今後、これをどう使っていくのかということを考えていきたいと思っているが、これは一步一步積み上げていくということなので、現時点でどこということとは言えないが、大きな国の方針は今回の取りまとめでも再度確認をされたと思っている。

A (県): 県としても、貯蔵期間終了後、使用済燃料が中間貯蔵施設から確実に搬出されることは重要であると認識しており、当原子力政策懇話会におけるご意見も踏まえ、適切に

対処して参りたい。

Q：使用済燃料の搬出に係るに国の見解では、2010年頃から検討する、必ず必要な時期までに検討するということであるが、六ヶ所村の再処理工場の事業が終わった段階で貯蔵施設から搬出されるという見解でよいか。

A（原子力委員会）：六ヶ所再処理工場が運転を止めた時に搬出するという意味ではない。六ヶ所再処理工場の容量を超えたものは中間貯蔵することとし、中間貯蔵されているもの使用済燃料の処理の方策を、六ヶ所再処理工場の運転状況等を踏まえて、その処理に必要な施設の建設・操業が、現在の再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに検討することとされているので、六ヶ所再処理工場の操業が終わったところで搬出するかそういうことを言っているわけではなく、むしろ処理の方策の検討をきちんと十分間に合うように行うということである。これまでの計画等では、検討開始時期だけがあったが、それがいつまでに行われなければならないかという検討の後ろの締め切りを示したものである。

Q：原子力長期計画は5年ごとに見直しをするわけであるが、50年間、日本の再処理政策が変わらないという保証がどこにあるのか。青森県は、かつての覚書で、日本における再処理政策に変更があった場合には、使用済燃料をプールに入っているもの、また、乾式の中間貯蔵施設に置かれるものも含めて、持ち帰ってもらうというふうな覚書があったはずであるが、それとの関係でどうなるのかということについても明らかにしていただきたい。

A（県）：県においては、日本原燃(株)と覚書を締結しており、再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、県、六ヶ所村、日本原燃(株)が協議の上、日本原燃(株)は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとするということで、その場合には施設外に搬出することを約束しているものである。

【主な意見】

事業者の努力による予防的な安全対策というものは、安全対策の基本であるが、一般の文明の恩恵を預る人々の積極的な活動を取り入れたリスクコミュニケーションの社会の構築が、原子力の安全というものを論じる場合、不可欠な要因である。リスクコミュニケーションを強化することによって、風評被害はなくすることができるかと確信をしており、まだ一般化されていないものであるが、是非原子力社会の中で充実させていただきたい。

事故、実害ゼロを目指すのは当然であるが、エラーゼロ、あるいはトラブルゼロを目指す

すのは、技術的には極めて厳しい要求であり、もしかすると、その言葉をそのままに受けてしまうと、現場が努力の方向性を誤る可能性もないわけではないと思っている。そういう意味で、ぜひ、トラブルゼロ、エラーゼロではなくて、実害ゼロを目指していただきたい。

安全の根幹は、考えにくいことを考える。非常に起こりにくいかもしれないけれど、こんなことが起こったらどうなるだろうと考える労力を惜しまずに、思考の網の目を広げ、しっかりと試行実験に対して安全が確保されていることを確認いただきたい。

50年という長い期日であり、また、まだ物ができている状態ではないので、これから作っていくという場合、安全性チェック・検討会の検討結果をきちんと守っていただきたい。そして、それを守っていくことが、50年間風化しないように努力していただきたい。

事業者の説明や施設の見学等各種様々な機会を通じ勉強してきたが、中間貯蔵施設は、安全性の高い施設であり、また、資源小国での我が国にとっては、将来に渡ってのエネルギー確保が重要であり、その一翼を青森県が担っていることは、大変な誇りと思っていることから、中間貯蔵施設の計画については、安全を最優先に進めてもらいたい。

従業員の健康管理を考えると、あまりにも従業員に負荷が及ぶような教育訓練的なものではなく、従業員の健康面を管理しながら、心の方もケアしながら、下請業者等も含め全従業員に対し、どういう仕事に携わって、どういう責任があって、どういう安全に配慮しなければならないかを徹底し、意識統一することが必要である。

今後の事業主体の強い意思と努力に大いに期待するが、具体的には、いわゆる書類に書かれた安全ではなく、それを実行に移して、現場での安全管理に留意するということが非常に重要である。

安全性チェック・検討会の報告書では、安全性の評価について「安全と考えられる」としているが、県民の感情としては、若干不安がある。将来のことは分からないということであれば、やはりこの点に関する理解と信頼を深めるための十分なコミュニケーションを図るための努力が必要である。

現実的に六ヶ所再処理工場ができ、現実的に操業に向けてウラン試験なども今やっている段階であり、立ち上げた以上は成功させなければ駄目だと思う。そういう点からすると、中間貯蔵施設の事業の必要性は、認めざるを得ないと思う。しかし、その前提条件としてむつ市に永久貯蔵はしないということを、具体的にはっきり確約していただきたい。

現段階で、プルスーマルや高速増殖炉の実用化の見通しがまだ立っていない状況であり、プルトニウム利用の技術的な部分も未だに確立をされていない。このことが、きちんとクリアされないと、そのままむつ市の方に残るということが一番県民のサイドで懸念している問題だと思うので、立地の段階からはっきりむつ市においては、50年後には必ずむつ

市以外のどここの場所に移すという協定を国、県、むつ市、事業者と是非結んでいただきたい。

人間の安全ということについての確保に対しては、全く言及されていないが、県でも医師の確保については大変苦労しているので、なんらかの形で地元の医療機関との連携を今からしておく必要がある。

原子炉等規制法という法律は理解するが、国自らが自分たちで作った法律を簡単に破ってしまうという状況を見てきているので、本当に確約をした、担保をとった、そういう事前段階からのきちんとしたものがなければ賛成できない。

すごく貴重な物を預かるという気持ちで受け入れたいと思う。施設を見学すると、百聞は一見にしかずということで風評被害もなくなるし、子供への教育にもなると思うので、県は貴重な物を預かるという気持ちになったらいかがかと思う。

50年後の使用済燃料の搬出について、もし知事が誰かと約束をするというのではあれば、約束する相手は事業者や大臣ではなく、首相しかいないのではないか。このくらいの担保がなければ、信用ということは無理ではないかと思う。

質問への回答により、貯蔵期間中の密封機能の劣化、外国でのトラブルに対する対策等について、適切な検討がなされていることが確認できたが、約50年間という貯蔵期間を考えれば、その間に得られる新たな技術的知見や国内外の先行施設におけるトラブル経験を、必要に応じて貯蔵・管理に適切に反映していくことが重要であると考え。特に、「むつ」の施設の場合は、東京電力と日本原子力発電が新会社を設立して施設運営を行うようだが、貯蔵期間を通じて、新会社における技術能力維持向上と最新の知見の習得反映は言うまでもなく、母体の電力会社等で得られる新知見や技術的能力等も新会社に十分に反映される必要がある。そうすることで、トラブルを未然に防止し、あるいは、万一トラブルが発生した場合でも、適切な対応が可能になると考える。今後とも、新会社の特に技術的能力、品質管理能力を多大の関心を持って視ていきたいと思うし、一方、母体の電力会社等においては、今後、長期間に渡って、新会社を適切に支援していくことを望む。

中間貯蔵後の使用済燃料の取扱いについては、原子力委員会新計画策定会議での中間とりまとめにあるように、2010年ごろから検討が開始されることになってるが、再処理されることが基本と認識している。中間貯蔵後の使用済燃料の取扱いについては県民の関心が極めて高いところ、確実に搬出されるということの確認を今後とも適宜行い、県民に知らせることが必要と考える。

1回でいいと思うが、県は今一度、県民説明会やご意見を聴く会など、絞った人ではなく、全県民が参加できる形で意見を求めていただきたい。

4 閉 会

(配付資料)

- 資料 1 議題に対する委員からの御質問について
- 資料 2 議題に対する委員からの御意見について
- 参考資料 第10回原子力政策懇話会における質問について